

意見募集要領

**東大和市まち・ひと・しごと創生総合戦略（補正版）（案）
に対するパブリックコメントを実施します。**

市では、東大和市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成27年10月策定）の見直しを進めています。このたび、東大和市まち・ひと・しごと創生総合戦略（補正版）（案）（以下「総合戦略（補正版）」といいます。）をまとめましたので、お知らせするとともに、みなさんから広く意見をいただくため、パブリックコメントを実施します。意見の提出方法等は次のとおりです。

1 名称

東大和市まち・ひと・しごと創生総合戦略（補正版）（案）

2 東大和市まち・ひと・しごと創生総合戦略（補正版）の策定目的

平成26年11月に、国は、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施していくことを目的として、「まち・ひと・しごと創生法」を制定し施行しました。

また、国は同法に基づき、同年12月に、日本の人口の将来の方向などを提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及びその内容を踏まえ5か年の政策目標や施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

まち・ひと・しごと創生については、国と地方が一体となり、中長期的視点に立って取り組む必要があることから、都道府県と市区町村においても、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案しつつ、人口減少社会の克服と地方の創生に向け、「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」の策定が求められました。市では、平成27年10月に「東大和市人口ビジョン」と平成27年度から平成31（令和元）年度までの「東大和市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」といいます。）を策定し、人口減少社会の克服と地方の創生に向けた取組を行っています。

国は、令和元年12月に、令和2年度を初年度とする今後5か年の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、引き続き、当該総合戦略に基づく取組を行っていくこととしましたが、市におきましては、次期総合戦略を策定するに当たり、総合戦略の上位計画である第二次基本構想（平成14年～平成33（令和3）年度）及び第四次基本計画（平成25年度～平成33（令和3）年度）の計画期間の終了年度との整合を図るため、総合戦略

の計画期間を2か年延伸し、平成27年度から令和3年度までの7年間の計画期間とする総合戦略（補正版）を策定します。

3 総合戦略（補正版）（案）の基本的考え方について

（1）総合戦略（補正版）の内容

総合戦略の延伸に当たり、総合戦略（補正版）の内容については、原則として総合戦略の内容を引き継ぎ延伸します。ただし、総合戦略（補正版）において、時点修正が必要なものについては、修正します。

（2）総合戦略の終了年度を平成31年度から令和3年度に2か年延伸した場合の令和3年度の目標値等の設定について

①各施策及び事業における目標値設定の原則的な考え方

ア 第四次基本計画（平成25年度～平成33（令和3）年度）の目標値を総合戦略の目標値と設定している場合には、総合戦略（補正版）の令和3年度の目標値は、第四次基本計画（平成25年度～平成33（令和3）年度）の平成33（令和3）年度の目標値と同じにします。

イ 総合戦略で定めた平成31年度の目標値を達成できていないものについては、総合戦略（補正版）の令和3年度の目標値は、平成31年度と同じにします。

ウ 既に総合戦略で定めた平成31年度の目標値を達成しているものについては、総合戦略（補正版）では、新たに令和3年度の目標値を設定します。

②各施策及び事業における目標値設定の例外的な考え方

ア 総合戦略の事業のうち、事業の形態等を変更した事業については、総合戦略（補正版）では、変更した事業に改め、令和3年度の目標値を設定します。

イ 総合戦略の事業のうち、各課における事業計画等の見直しから目標値の変更の必要性が生じたものは、総合戦略（補正版）においてはその目標値を令和3年度の目標値とします。

ウ 総合戦略の平成31年度の目標値の達成ができない原因について、客観的な理由があるものについては、総合戦略（補正版）の令和3年度の目標値を下方修正したものとします。

③その他

ア 総合戦略の事業のうち、「主な事業」に位置付けられた目標値が設定されていない事業で既に「事業が終了している事業」は、総合戦略（補正版）では、事業名の下に終了理由を追加します。

イ 総合戦略策定後の新たな事業については、総合戦略（補正版）では、事業の追加をします。

4 総合戦略（補正版）（案）等の閲覧方法

- (1) 市公式ホームページ
- (2) 文書閲覧 企画課（東大和市役所4階4番窓口）

5 パブリックコメントについて

- (1) 意見を提出できる方
 - ①市内在住の個人
 - ②市内に事業所等を有する個人及び法人等
 - ③市内在勤、在学の個人
 - ④当該総合戦略（補正版）に利害関係があると認められる個人及び法人等

- (2) 意見の提出期間

令和2年1月16日（木）から令和2年2月14日（金）まで（必着）

- (3) 意見の提出先、方法、提出様式等

- ①提出先

- 企画財政部企画課

- ②提出方法

- 次のいずれかの方法により、提出してください。

- 書面の持参 企画課（東大和市役所4階4番窓口）
 - 郵送 〒207-8585 東大和市中心3-930
東大和市企画財政部企画課宛て
 - FAX 042-563-5932
 - 電子メール kikaku@city.higashiyamato.lg.jp

- ③提出様式等

- 様式自由（別紙「意見書参考様式」を適宜利用してください。）

- なお、提出にあたっては、次の区分により提出者に係る必要事項を明記してください。

提出者区分	必要事項
市内在住の個人	住所及び氏名
市内に事業所等を有する個人	事業所の名称、所在地及び氏名
市内に事業所等を有する法人等	事業所等の名称、所在地、団体名及び代表者氏名
市内在勤の個人	勤務する事業所等の名称、所在地及び氏名
市内在学の個人	在学する学校の名称、所在地及び氏名
当該総合戦略（補正版）に利害関係があると認められる個人	利害関係を有することが明らかにできる事項、住所及び氏名
当該総合戦略（補正版）に利害関係があると認められる法人等	利害関係を有することが明らかにできる事項、所在地、団体名及び代表者氏名

④問合せ先

企画財政部企画課（総合戦略推進等担当）

電話：042-563-2111（内線1470）

（4）提出された意見等を公表する時期

受け付けた意見の概要や意見に対する市の考え方は、令和2年3月中旬を目途に市公式ホームページで公表する予定です。（住所、氏名等の個人情報除きます。）

（5）注意事項

①次の意見は受付できません。

○ 提出期間終了後に提出された意見

○ 電話及び窓口での口頭による意見

○ 提出者に係る必要事項（5（3）③参照）の記載のない意見

②受け付けた意見に対する個別の回答は行いません。